

枚方市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月30日

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦

監 査 委 員 大 西 正 人

監 査 委 員 岡 林 薫

監 査 委 員 福 留 利 光

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市農業委員会会長 高橋利坦

平成27年4月8日付け枚農委第5号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成27年4月8日

3. 監査の結果に関する報告

平成27年3月27日付け枚監査第230号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《行政委員会 農業委員会事務局》

○農地法に基づく各種申請許可及び農業に関する証明発行に係る事務処理について

農業委員会事務局では、農業委員会の委員が農地法に基づく各種申請許可、農業に関する証明発行などに係る現地調査の職務（以下「調査」という。）に従事した場合、「枚方市報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給している。

今回、監査した結果、支給手続において、調査に従事したにもかかわらず支給していなかった事例や、1回の調査に対して重複して支給していた事例等の誤った事務処理が見受けられた。

今後は、再発防止のためにも、決裁時におけるチェック体制を確立するなど、内部統制機能の強化を図り、適正に事務を執行するよう指摘する。

(2) 措置内容

費用弁償の支給手続について、適正な事務を執行できるよう新たに手順を定めるとともに、これまでの現地調査における報告書の見直しを行いました。

また、漏れなどをなくすために、その報告書について一元管理を行うこととしました。

そして、現地調査の内容について複数の職員により確認するとともに、支出決裁時には報告書との照合を行うなどチェック体制を強化することにより、費用弁償の支給漏れや二重払いを防止するよう改善しました。